

町田市認知症施策推進計画と「いきいき長寿プラン」の 一体的策定について

認知症基本法により策定が努力義務とされた「認知症施策推進計画」について、次期「いきいき長寿プラン」と一体的に策定することをお諮りします。

1 背景

- ・ 2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「基本法」）」が施行。（資料2-2）
- ・ 基本法に基づき、国及び地方自治体は認知症施策の推進を図るため、計画を策定することが求められている。※地方自治体は努力義務
- ・ 2024年12月に国の認知症施策の基本計画として「認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」）」を閣議決定。（資料2-3）
- ・ 東京都では2024年度末に、国の基本計画に基づき「認知症施策推進計画（以下「推進計画」）」を策定する見込み。
- ・ 推進計画の作成や施策の実施状況の評価を行う場合は、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めることと定められている。

2 推進計画に関する町田市の考え方

町田市ではこれまで、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視した施策を推進してきた。この施策は、「町田市いきいき長寿プラン24－26（以下「いきいき長寿プラン」）」の基本施策3「認知症とともに生きる」に位置づけている。（資料2-4）

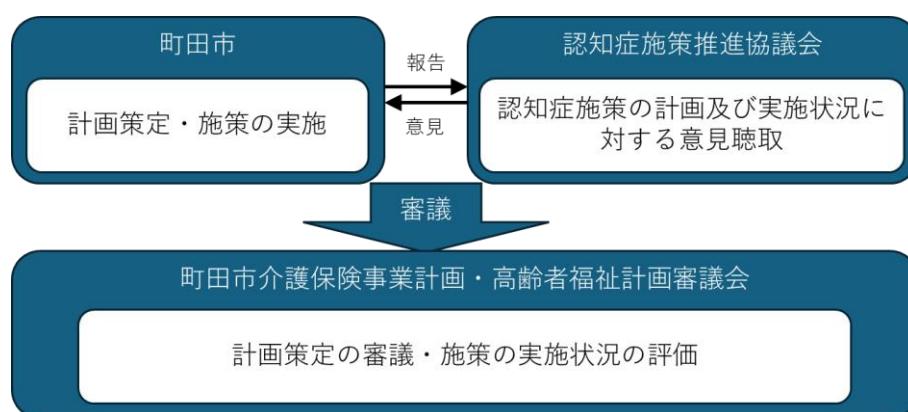
基本法では、認知症施策の基本理念が示され、各自治体は「認知症の人の社会参加の機会の確保」や「相談体制の整備」など8つの基本的施策の実施が責務とされた。

これら法が定める基本理念及び基本的施策は、「いきいき長寿プラン」における市の認知症施策の方向性と一致するものである。

従って、市の推進計画については、これまでの認知症施策との継続性や他の高齢者施策との一体性を考慮し、「いきいき長寿プラン」に包含することが適切である。そのため、市の推進計画の策定は、次期「いきいき長寿プラン」と一体的に行うこととする。その際、国の基本計画及び都の推進計画との整合に留意する。

3 推進計画の策定及び実施状況の評価について

推進計画の策定及び実施状況の評価については、これまで通り、認知症施策について協議する懇談会である町田市認知症施策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会で「いきいき長寿プラン」と一体的に審議する。



なお、以下のとおり、2025年度からは協議会の委員に「認知症の当事者」と「日常生活・社会生活関連サービス事業者の代表」を新たに追加することにより、当事者を含むより幅広い関係者の意見を計画に反映できるようにする。

< 町田市認知症施策推進協議会の委員構成案（2025年度～） >

学識経験を有する者	一般社団法人町田市医師会の代表
公益社団法人東京都町田市歯科医師会の代表	一般社団法人町田市薬剤師会の代表
認知症専門医療機関の代表	市内の認知症疾患医療センターの代表
町田市地域包括支援センターの職員	介護支援専門員
認知症高齢者グループホームの代表	認知症対応型通所介護事業所の代表
訪問看護ステーションの代表	認知症高齢者の家族会の代表
<u>認知症の当事者</u>	<u>日常生活・社会生活関連サービス事業者の代表</u>